

# 遠方から建築確認等証明書を取得する場合（申請の流れ）

## 1 物件の確認

証明が必要な物件について、確認済証、検査済証、概要書のいずれか一点をお持ちですか。

いいえ ↓

はい ↓

まず物件の詳細を調べるため、**建築指導課**へお問い合わせください。  
調べるには**建物の所在地（地名地番か住所）、建築年度、新築当時の建築主等**の情報がが必要です。  
※問い合わせの際に、証明書を遠方から取得したい旨お話しください。

## 2 遠方からの取得の準備

建築計画概要書の写しを郵送等で取得しますか。

いいえ →

はい ↓

建築指導課に問い合わせ、証明ができる内容を事前に確認しましたか。

はい ↓

いいえ ↓

建築指導課へお問い合わせください。

**行政文書の開示請求（担当課：情報公開室）**

窓口以外では行政文書の開示請求により取得できます。建築確認等証明書とは**窓口・手続きが異なります**。下記リンクを確認し、「行政文書開示請求書」を**情報公開室**あて提出してください。

行政文書開示請求書の「行政文書を特定するに足りる事項」には、建築指導課から聞いた「概要書の受付年度・番号、建築主、地名地番」等を記入ください。

※ 概要書制度の開始時期や都市計画区域の編入時期等によって、お問い合わせの物件の概要書がない場合があります。

日数等： 申請後15日以内に開示の可否について文書等で連絡があります。  
※日数に余裕を持ってお手続きください。

手数料： 開示決定時連絡があります。  
※開示請求の手数料と建築確認等証明書交付申請の手数料は別です。

[情報公開制度：請求の方法と決定の通知](#)

問合せ先：総務課（019-626-7513）

申請に必要な手数料（盛岡市収入証紙）の金額は分かりましたか。

はい ↓

いいえ ↓

建築指導課へお問い合わせください。

※確認と検査が各300円、両方必要な場合は600円です。  
※確認・検査、計画変更の有無で金額が異なりますので必ずお問い合わせください。

**収入証紙の請求（担当課：会計課）**

証明の申請には、手数料として納める盛岡市収入証紙を事前に取得する必要があります。下記リンク内の「盛岡市収入証紙の郵送」を確認し、**会計課**へ収入証紙の請求を行ってください。

[盛岡市収入証紙](#)

問合せ先：会計課・出納係（019-626-7502）

※建築指導課では手続きできませんので、送付先を誤らないようご注意ください。

## 3 建築確認等証明交付申請書の手続き

**建築確認等証明書交付申請書の用意・送付（担当課：建築指導課）**

会計課から購入した収入証紙を「建築確認等証明書交付申請書」の手数料欄に貼り付けてください。

申請書には概要書及び問い合わせた内容（確認済証・検査済証をお持ちの場合はその内容）を記入し（記入例参照）、建築指導課あて送付してください。

送付するもの：申請書（証紙貼付済）・必要書類等・返信用封筒

必要書類等：代理人による申請の場合…委任状  
新築当時から所有者が変わっている場合…不動産の登記簿等（所有権保存からのもの）

[建築確認等交付申請書](#)

問合せ先：建築指導課・審査係（019-601-3182）

送付先：盛岡市津志田14-37-2 盛岡市役所都南分庁舎2階 建築指導課